

令和4年度 第1回 熊本市安全安心まちづくり推進協議会 会議録（委員意見概要）

【開催日時】 令和5年1月11日（水）10時～11時30分

【開催場所】 議会棟2階 予算決算委員会室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【会次第】 ・熊本市の犯罪情勢について
・熊本市の安全安心まちづくりに係る今後の体系整理及び条例骨子（案）について

【意見交換概要】

1. 熊本市の犯罪情勢について

委員

4点意見がある。

- ① 皆さんの庭にお酒の一升瓶のあるポリ箱ケースがあると思うが、酒屋のレンタル商品なので返却が必要。全国で認識されている人は少ないのでここで周知したい。
- ② 万引きについて、10年くらい前にも話題になったが、量販店など商品をたくさん積んである店や無人販売は万引きしやすい。環境改善も考慮すべきと思う。
- ③ 産婦人科学会の立場から、小学生妊娠が増えている。相手は同年代。このことについて、教育の必要性があるのではないか。
- ④ 高齢者が古いアパートの郵便受けからはみ出ている郵便物の窃盗などの場面を見かけたことがある。市民の目配り気配り、抑止力が大変重要と思う。

事務局

犯罪が起きないような環境づくりなど貴重なご意見を加味して条例に反映していきたいと思う。

会長

自転車の窃盗が7割無施錠。盗むほうが悪いが犯罪を起こしにくい環境を作るというご意見だったかと思う。

2. 熊本市の安全安心まちづくりに係る今後の体系整理及び条例骨子（案）について

委員

- ・生活安全課に質問。ストーカー行為をされているといった相談もしてよいか。
- ・10年ほど前に予兆があり警察に相談していたがあまり対応してもらえなかった。気軽に相談してよいものか。

事務局

→課長) 市の生活安全課では、事案について相談があったら警察をご案内している。

ストーカー等の行為は警察署の生活安全課、警察の案件になるのかなと思う。

→東首席) 市の生活安全課に相談を受けたら警察に引き継ぐ。警察には「警察安全相談」がある。犯罪発生前の相談にも対応している。

委員

以前は男性職員が多く、相談しづらく感じられたかもしれないが、現在女性の警察官も増え相談しやすいよう組織改革を行っている。

また、兆候があれば、事件を起こさせない取組をしている。子ども女性対策に関する部署があり、犯罪が起きる前の対応が可能であるため、遠慮なく相談してほしい。

委員

以前、被害者支援センターの直接支援員をしていた経験からすると、市や県警で犯罪が起こる以前の相談にのってもらえるのはありがたい。

委員

- ・地域で安心して暮らすために障がい者の方への対応について理解を持ってほしい。障がい者の行動が意図せず不審者扱いされたりすることがある。
- ・障がい者支援センターや民生委員の方は、ある程度地域住民について情報があると思われるので、関係機関との連携を図ってほしい。
- ・条例についても、縦割り、横のつながりを考えたとき、例えば再犯防止など、生活支援をどうしていくかなどの課題があることを踏まえ、横のつながりを充実させていただきたい。

事務局

不審者に関する相談があった場合は、警察につなぐと同時に、対象者がどのような方か詳しく聞いたうえで、関係部署と連携していきたい。例えば、障がいを持っておられる方であれば、福祉課や障がい者の方を支援する部署など関係機関と情報共有し、障がいを持っておられる方が傷付かないような対応を心がけたい。そういった対応を全庁的に共有していきたい。

委員

- ① p 4 客引き行為等対策巡回や繁華街パトロールを実施されているが、客引き行為と見受けられる案件を目にする。街中を歩いていたところ、路地裏に連れていかれて被害にあったという事案もあっているが、どのように対策しているか教えてほしい。

- ② 23条 犯罪被害者等支援条例骨子案の構成案20について、あえて「支援を行わない場合」を別途で盛り込む必要があるのか。具体的な施策について制度設計していく中で、給付金を支給できない例外等について入れ込むことは出来ないのだろうか。

事務局

- ① 客引き行為等対策については、客引き行為等対策巡回指導員（県警OBの方）を6名配置し、午後6時から翌日1時まで巡回している。客引き行為を見かけた場合は、声掛けされた方の確認を行い、指導・警告を行っている。また、悪質な事案については、県警と連携し、検挙していただくケースもある。客引き行為等の禁止に関する条例において過料の罰則規定はあるものの現時点で前例はない。また、街中に人通りが増えれば、客引き行為も増えるという状況であり、警察のご協力がないと対策は難しいため、今後も、県警や繁華街の委員の皆さまと連携して取組を進めてまいりたいと思う。
- ② 他の政令市では全て理念条例の中に謳ってあるため、法制課との協議の中で盛り込んでいる。具体的なイメージとしては、犯罪を誘発した場合や社会通念上適切でないと思われる場合において支援を行わないということ、理念条例の中でも謳うことが必要ではないかと考えている。
- 理念条例の中でも謳った上で、個別に、具体的内容についても決めていくような形で進めていければと思案しているところである。具体的内容についても、委員の皆さまのご意見をいただき検討していきたい。

委員

客引き行為等対策について、客引き行為等の禁止に関する条例施行後、以前と比較し大変減少したように思うが、最近新型コロナウイルス感染者数も落ち着きつつあり、最近客引き行為が多くなっているように思う。新たな業者が現れ、県警の方で把握していない人の客引き行為を見かける。今後はさらに県警と連携して、取締りを行ってほしい。

委員

- ① 新型コロナの影響が小さくなると、海外の方の来訪者も増えると思われるが、犯罪被害者支援の対象者は海外の方も含まれるのか。
- ② 犯罪を起こす方にも何かしらの原因があると思う。そういった原因から、犯罪を防止する条例になればと思う。また、横のつながりを重視した条例になればと思う。

事務局

具体的な施策や内容については、計画に落とし込んでいきたい。今後、具体的な事例等をお示しし、その上でご意見をお伺いできればと思う。

委員

- ① 資料1の認知件数と発生件数が違うのはなぜか。
- ② 資料2の安全安心まちづくり条例 改正（見直し）の考え方について、「自ら防犯意識をもつ、地域の防犯活動等に理解を深める（市民）」と記載があるが、犯罪被害者が自己防衛しなかったことを責められるような解釈をされないよう、解釈規定を置いてはいかがだろうか。

事務局

- ① 資料1の4ページ「発生件数」は犯罪の総数、詐欺等も含む。資料1の5ページ「認知件数」は「主な犯罪」として7類型を挙げている。総数と主な犯罪の違いで数値が違っている。
- ② 高木先生からいただいた懸念を踏まえ、犯罪被害者が自責の念に駆られるような解釈とならないようどのような整理ができるかを改めて協議し、次回骨子を具体的にお示しする際に皆さまにご相談にさせていただきたい。

委員

委員の②について、犯罪被害者支援に関する条例と防犯に関する条例が分かれる意味が大きいと思う。

自ら防犯意識を持つというのは、非常に重要なことであり、犯罪被害者やそのご遺族のお話をお伺いしたときに印象に残ったのが、「被害者には、いつ、誰がなるかわからない。でも、加害者にならないというのは自分の意識でできる」ということである。やはり防犯意識と再犯防止がとても大事であると改めて思っているところである。

会長

犯罪被害者の方が誹謗中傷を受けないよう、ご検討いただければと思う。

委員

- ・犯罪被害者相談でLGBTの相談も多い。望まない妊娠で悩む被害者もいる。
- ・台湾のTSMCが来た場合など外国人による犯罪について、熊本市全体で防犯の何か対応を考えているか。例えば自販機で、日本の500円硬貨と類似していることから韓国の50円硬貨コインを使われることもある。

事務局

治安上も県警でも対策を考えている。それらを加味して市も対応していく必要があると感じている。

委員

- ・中心商店街としても台湾の方も入っている。平均所得より高い方々が来られるので、商店街はインバウンドを期待している。防犯上はそこまで心配していないが、注目していく必要がある。

委員

- ・教育を通じて犯罪を防ぐ取り組みは大事と認識している。
- ・ゲームセンターやカラオケについて、市生連（熊本市高等学校生徒指導連盟）の申し合わせでは、校則で子どもたちだけでは行かないこととなっている。外から見えない店の対応。見えた場合は、学警連の腕章を見せて指導しているが、外から全く見えないケースで犯罪に遭わないだろうか心配している。
- ・SNSの被害や、校則見直しなどの課題がある。子どもたちがルールを守るという意識を持つよう、時代にそぐわない校則について、生徒会や保護者を通じて協議し変えていくよう対策している。そういった中で、教育分野から犯罪を起こさないよう指導するためにも、標語やポスターなどで啓発できればと思う。高校の現場の先生方など、教育関係で伝えてほしいことがあれば対応する。

委員

- ・これまで先生方が子どもたちにルールを守らせる方針であったが、今後は子どもたち自身がルールを考えて守るといった対応に変わっている。
- ・守らせるのではなく、自分たちで考えてルールを守ることで、犯罪につながりにくくなると思った。

委員

- ・青少年指導員として巡回する際、カラオケでは室内が見えないケースもある。店舗には声をかけてもらうようお願いしているが、中には喫煙している生徒もいる。高校によって、カラオケに行くことの可否が分かれており対応が難しいので、条例で決めてもらえればと思う。営業妨害にならないよう考慮したうえで、何か方法があればと思う。

委員

- ① 条例にはどの程度の拘束力があるのか。
- ② 違反した場合に罰金などあるか
- ③ 自転車を盗むことを武勇伝と思っている子どもが多い。せっかく条例を作るのであれば、内容を広く知らしめてほしい。

事務局

- ① 条例は熊本市の法律という位置づけになる。
- ② 罰則は考えていない。素案については改めてお示ししたい。

会長

今回協議している条例については、罰則がない条例であり、市の政策として基本理念を示す条例である。③については、意識が低下しているとしか言いようがないと思う。

委員

カラオケボックスで高校生に限らず被害にあうケースが多い。カラオケボックスでの犯罪防止ができないものか。

会長

条例ではないかもしれないが、事業所に協力いただくことも考慮していてもよいと思う。

委員

被害者支援センターから具体的な被害事例を示していただき、情報発信してもよいのではないかと思う。状況を理解し協力が広がるのではないか。

委員

私たち大人が子どもたちのいい手本になる必要がある。
町内会レベルで教育してほしい。ぜひ勉強会を開いてもらえればと思う。

委員

- ・前の懇話会でも出たが、我々は防犯のことはわかるが被害者、加害者の情報が全くない。
- ・どういった形で被害に遭われたか、加害者になられたか、といった情報を会議で共有できれば、防犯活動にも活かせるのではと思う。

委員

- ・小学生妊娠や梅毒が全国レベルでも高い傾向にあることはあまり知られていない。酒屋のケース返却が必要なことも知られていない。実際の被害等の情報共有の場が必要。

委員

- ・相談内容は守秘義務が課せられている。詳しい情報は、こうした会議の場であっても出せないことはご理解いただきたい。
- ・犯罪被害者週間事業等で出すことが可能な情報を出しながら広報している。ぜひそうし

た場にも来てほしい。

会長

今回出たご意見について、事務局で何か御検討いただけるとありがたい。電話でお金詐欺のように詐欺事例があればわかりやすく認識できると思う。